

所有者等の探索を再開する旨の開始等について（お知らせ）

下記２に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和３年１１月２２日 津地方法務局熊野支局 登記官 中村圭二

記

１ 手続番号

第１９０５－２０２１－０００１号

（中止に係る手続番号：第１９０５－２０１９－２０００９号）

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

熊野市波田須町字寺ノ上４５４番３

３ 地目

山林

４ 地積

８１３８平方メートル

５ 意見又は資料の提出先

〒５１９－４３２４

熊野市井戸町６７３番地７（熊野法務合同庁舎）

津地方法務局 熊野支局

電話番号 ０５９７－８５－２３１０

６ 問合せ先

津地方法務局不動産登記部門

電話番号 ０５９－２２８－４３７２